

番号	ご意見・情報	回答
1	農作物に設定されていた暫定基準の撤回に賛成する。	御意見をお寄せいただきありがとうございます。
2	<p>魚介類の残留基準を設定すべきでない。</p> <p>【理由】</p> <p>1. 平成19年度厚生労働科学研究費補助金食の安心・安全確保推進研究事業「食品中に残留する農薬等におけるリスク管理手法の精密化に関する研究」の研究班による報告書「魚介類への残留基準の設定法」には、『一義的には、農家等の農薬の使用現場において止水管理等が適切に行われることが重要であり、不適切な農薬の管理による河川等への流出を前提に魚介類の残留基準等を策定することは適切でない。』とあり、魚介類に農薬が残留しないように使用することが第一にとられるべき策とされている。</p> <p>2. 農水省三局長連名通知「農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について」（平成19年3月28日発出）や 農水省・厚労省二局長連名通知「平成19年度農薬危害防止運動の実施について」（平成19年5月29日発出）において、魚介類への農薬残留を減らす手段を講ずるよう指導されている。</p> <p>3. 農水省は、基準を超えないよう、水田の止水管理、ドリフト防止、降雨対策、畦畔浸透防止など適切な対策をとるよう指導している。</p> <p>4. 現在、クミルロンの残留が一律基準以下のシジミが生産されており、一律基準を超えるシジミがどの程度生産されるかも明確でない。</p> <p>5. 関連領域でのクミルロンの使用量をどの程度にすれば、シジミにどの程度残留するか、水質や底質中濃度とシジミの残留農薬量との関係はどうかなどについて、科学的データがない。</p> <p>6. クミルロンの残留基準の設定の根拠となった推定残留量の算出に際して、採用した生物濃縮係数は実測値でなく、オクタノール/水係数から得た推定値に補正係数を乗じたものである上、水産PECもいろいろな条件の中で、高い値が採用されている。このような推定残留量は科学的な数値とは</p>	<p>厚生労働省としては、魚介類における農薬の残留については、一義的には、農薬の使用現場において止水管理等の措置が適切に行われ、水質汚染の防止が図られることが重要であると考えています。</p> <p>しかしながら、適正な止水管理等の措置がなされたにもかかわらず、農薬等が河川等に流出し、魚介類に残留する可能性も否定できないことから、魚介類における農薬の残留基準の設定について、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会（以下「部会」という。）において、平成19年度厚生労働科学研究費補助金食の安心・安全確保推進研究事業「食品中に残留する農薬等におけるリスク管理手法の精密化に関する研究」研究班において取りまとめられた報告書をもとに専門家による検討を行った結果、必要に応じて魚介類における農薬の残留基準を設定することとしたところです。</p> <p>農薬クミルロンについても、部会において審議を行い、水産動植物被害予測濃度及び生物濃縮係数から残留量を推定し、残留基準値案として0.4ppmとしたところです。この審議の過程で、本農薬の適用作物である米の基準値と併せた理論最大摂取量（TMDI）試算による暴露評価を行い、食品を通じた本農薬の摂取量が許容一日摂取量（ADI）の範囲内であること（最大でも幼児におけるADI比の17.0%）を確認しています。</p> <p>農薬の使用現場における農薬の適切な使用管理については、農林水産省において従来から行われており、魚介類への農薬の残留基準の設定の有無にかかわらず、引き続き的確な指導がなされるものと認識しております。</p>

<p>いけない。</p> <p>7. 仮に、現行の40倍にあたる残留基準を設定すれば、上記1－3の農薬使用についての指導内容を遵守することがおろそかになる。</p> <p>8. 本来、水系汚染がなければ、残留基準を設ける必要がないにも拘わらず、高い数値を設定することは、汚染を容認することにつながる。</p> <p>9. 今後、他の農薬が、魚介類に残留した場合、今回と同様な方法で基準が設定されることは、出来るだけ農薬の摂取量を減らすことを望む消費者の安心・安全の意向を無視したものである。</p>	
---	--